

# 共同実施だより



第 106 号  
令和3年9月21日発行  
山武市学校事務共同実施  
山武市教育委員会

いよいよ2学期が始まりました。みなさん元気にスタートできましたか。運動会・体育祭、文化行事等の多い学期です。健康に留意し、力を合わせて頑張ってください。

## 標準報酬月額が変わります

毎年9月1日に、4～6月の給料の平均をとって、標準報酬月額の等級が変わる場合があります。詳しくは、9月の給料明細でご確認ください。裏面に標準報酬月額等級表を載せました。

### 標準報酬月額とは

毎月の給料から天引きされる健康保険料や厚生年金、退職年金の額を算出する基礎となる金額であり、等級ごとに定められています。千葉県では平成27年10月より厚生年金に一元化されました。

## 共済組合について

公立学校共済組合とは、加入者の相互救済とその生活の安定、福祉の増進を図ることを目的として設立された組織であり、医療機関にかかるとき必要な「組合員証」を発行しています。（いわゆる健康保険証のことを共済組合では組合員証といいます。）

ところで、みなさんはもうベネフィットを利用していますか。共済組合が厚生事業の一環としてベネフィット・ステーションに加入しました。右のカードを提示すると、提携しているお店や映画館等の施設で様々なサービスを受けることができます。ぜひホームページやWelcome Bookをご覧ください。



## 備品要望について

来年度購入する新規備品の要望を取りまとめます。山武市では下記の点に注意してください。

- ① 税込1万円以上であること
- ② 3年間は少なくとも使用するもの
- ③ どうして必要か理由が明確であるもの

これらのことを最低限とし、理由を書いて、要望書の提出をお願いします。その際に最新のカatalogの写しを添付してください。



# 令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和3年3月分～ 適用  
 ・介護保険料率:令和3年3月分～ 適用  
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～ 適用  
 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～ 適用

(千葉県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				9.79%		11.59%		18.300%※	
等級	月額	円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,678.2	2,839.1	6,722.2	3,361.1		
2	68,000	63,000	~ 73,000	6,657.2	3,328.6	7,881.2	3,940.6		
3	78,000	73,000	~ 83,000	7,636.2	3,818.1	9,040.2	4,520.1		
4(1)	88,000	83,000	~ 93,000	8,615.2	4,307.6	10,199.2	5,099.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	~ 101,000	9,594.2	4,797.1	11,358.2	5,679.1	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	~ 107,000	10,181.6	5,090.8	12,053.6	6,026.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	~ 114,000	10,769.0	5,384.5	12,749.0	6,374.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	~ 122,000	11,552.2	5,776.1	13,676.2	6,838.1	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	~ 130,000	12,335.4	6,167.7	14,603.4	7,301.7	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	~ 138,000	13,118.6	6,559.3	15,530.6	7,765.3	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	~ 146,000	13,901.8	6,950.9	16,457.8	8,228.9	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	~ 155,000	14,685.0	7,342.5	17,385.0	8,692.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	~ 165,000	15,664.0	7,832.0	18,544.0	9,272.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	~ 175,000	16,643.0	8,321.5	19,703.0	9,851.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	~ 185,000	17,622.0	8,811.0	20,862.0	10,431.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	~ 195,000	18,601.0	9,300.5	22,021.0	11,010.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	~ 210,000	19,580.0	9,790.0	23,180.0	11,590.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	~ 230,000	21,538.0	10,769.0	25,498.0	12,749.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	~ 250,000	23,496.0	11,748.0	27,816.0	13,908.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	~ 270,000	25,454.0	12,727.0	30,134.0	15,067.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	~ 290,000	27,412.0	13,706.0	32,452.0	16,226.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	~ 310,000	29,370.0	14,685.0	34,770.0	17,385.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	~ 330,000	31,328.0	15,664.0	37,088.0	18,544.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	~ 350,000	33,286.0	16,643.0	39,406.0	19,703.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	~ 370,000	35,244.0	17,622.0	41,724.0	20,862.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	~ 395,000	37,202.0	18,601.0	44,042.0	22,021.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	~ 425,000	40,139.0	20,069.5	47,519.0	23,759.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	~ 455,000	43,076.0	21,538.0	50,996.0	25,498.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	~ 485,000	46,013.0	23,006.5	54,473.0	27,236.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	~ 515,000	48,950.0	24,475.0	57,950.0	28,975.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	~ 545,000	51,887.0	25,943.5	61,427.0	30,713.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	~ 575,000	54,824.0	27,412.0	64,904.0	32,452.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	~ 605,000	57,761.0	28,880.5	68,381.0	34,190.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	~ 635,000	60,698.0	30,349.0	71,858.0	35,929.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	~ 665,000	63,635.0	31,817.5	75,335.0	37,667.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	~ 695,000	66,572.0	33,286.0	78,812.0	39,406.0		
37	710,000	695,000	~ 730,000	69,509.0	34,754.5	82,289.0	41,144.5		
38	750,000	730,000	~ 770,000	73,425.0	36,712.5	86,925.0	43,462.5		
39	790,000	770,000	~ 810,000	77,341.0	38,670.5	91,561.0	45,780.5		
40	830,000	810,000	~ 855,000	81,257.0	40,628.5	96,197.0	48,098.5		
41	880,000	855,000	~ 905,000	86,152.0	43,076.0	101,992.0	50,996.0		
42	930,000	905,000	~ 955,000	91,047.0	45,523.5	107,787.0	53,893.5		
43	980,000	955,000	~ 1,005,000	95,942.0	47,971.0	113,582.0	56,791.0		
44	1,030,000	1,005,000	~ 1,055,000	100,837.0	50,418.5	119,377.0	59,688.5		
45	1,090,000	1,055,000	~ 1,115,000	106,711.0	53,355.5	126,331.0	63,165.5		
46	1,150,000	1,115,000	~ 1,175,000	112,585.0	56,292.5	133,285.0	66,642.5		
47	1,210,000	1,175,000	~ 1,235,000	118,459.0	59,229.5	140,239.0	70,119.5		
48	1,270,000	1,235,000	~ 1,295,000	124,333.0	62,166.5	147,193.0	73,596.5		
49	1,330,000	1,295,000	~ 1,355,000	130,207.0	65,103.5	154,147.0	77,073.5		
50	1,390,000	1,355,000	~	136,081.0	68,040.5	161,101.0	80,550.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.79%)に介護保険料率(1.80%)が加わります。

◆等級欄の( )内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和3年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は年間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。